

問題だらけの「問責決議文」批判

問責決議における「問責の理由」を次の諸点として整理しました。

1 点目 「審議中の内容」を公然と公開しており、議会の信頼に関わる問題だ。

反論 1、そもそも決議文にある「審議中の内容」とは何をさしているのか、未だに明らかになっておりません。なぜなら、工藤（隆）・田村両議員に説明を求めても「回答を拒否」されているからです。
ちなみに、私は、いわゆる、非公式に知り得た「審議中の内容」を公開しているわけではありません。

反論 2 私が HP で公開した内容は、すべて、傍聴が認められた経済常任委員会の会議で公表された内容であり、それにコメント（意見と解説）をつけ町民に伝えただけです。そもそもこの会議は、秘密会ではありませんでした。具体的に言えば、公開された追分旭の汚泥検査に重金属（鉛とカドミウム）が、基準オーバーしていたという事実とコメントを伝えただけです。

反論 3 ダメ押しになりますが、「傍聴が認められている」事を条例で確認しておきます。

安平町議会委員会条例 第16条

「委員会は議員のほか、委員長の許可を受けた者が傍聴することが出来る」

重ねて申し上げておきますが、「傍聴できる」とは、公開されているということ。もし新聞記者・放送局の傍聴があれば、新聞記事になったり放映されても、何らの問題はありません。

表現の自由、報道の自由が保障されているからです。

むしろ、この事実の重大性から言えば、新聞各紙がこぞって報道するべき重大事です。議会の一部または町からの依頼があったのか、新聞社が付度したのかは知りません。いずれにせよ、報道されない事が異様に映ります。

反論 4 従って、議員が、公開された場所で話された内容や示された資料に関して、自分の HP で論評を加えることは、言論の自由や表現の自由に属することで何ら問題ありません。

決議文で、「議会の信頼に関わる問題である」と述べていますが、全くもって「見当違いの批判」と言うべきものです。むしろ、このようなことで、「問責決議」を提案し決議したことこそ「議会の信頼に関わる問題である」と、言わざるを得ません。

2点目

分析結果を異なる基準に置き換え危険を煽（あお）り・・・

図の説明 まず、客観的な事実だけを述べておきます。下の図を見て下さい。

(1) 「汚泥発酵肥料」について

①地べたに置かれていますね。これ違法です。

コンクリートかシートの上に置かれなければなりません。

有害物質が地下水に流れ込むのを防ぐためです。

②今回の調査で、汚泥の中に有害物質の鉛とカドミウムが見つかりました。

(2) 「矢印」は、有害物質が、地下水に流れ込むことを示しています。

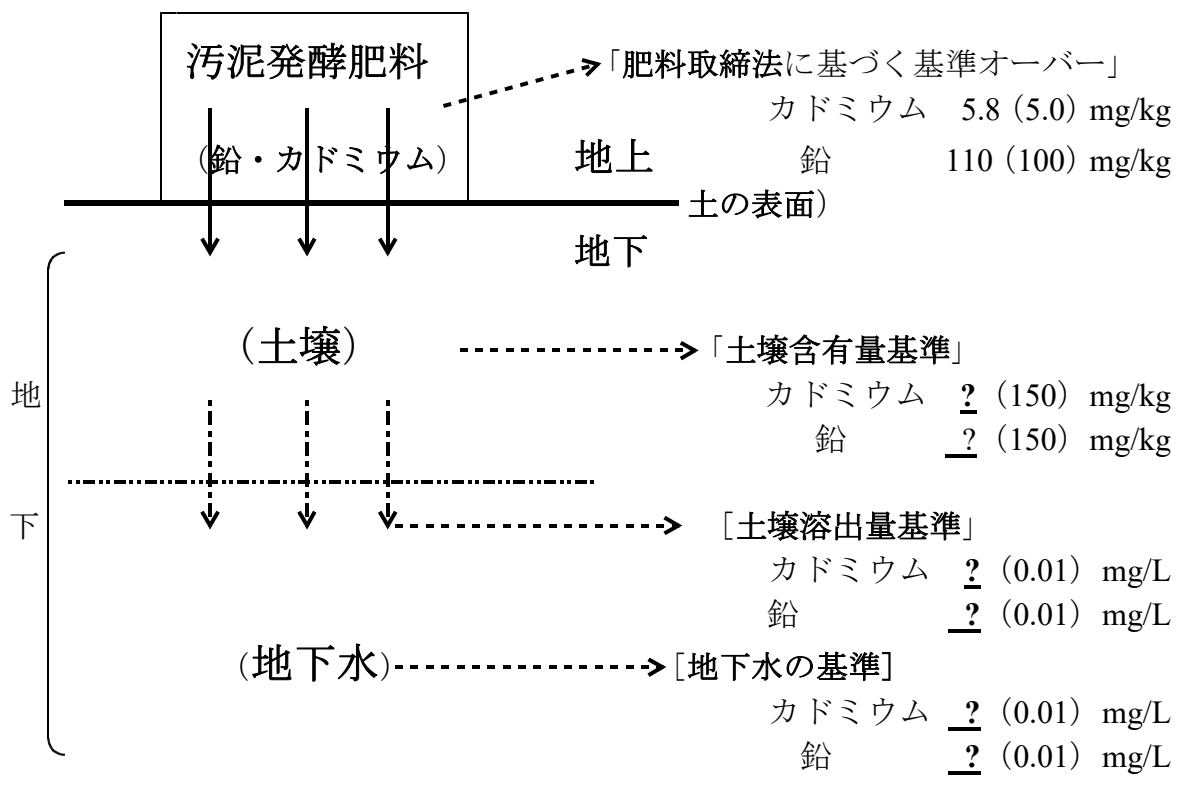
①地下水に辿り着く前の「土壌」にどれだけ流れ込んでいるかを示す数値が「土壌含有量基準」です。

(3) 地下水にどれだけしみこむかを示した値が「土壌溶出量基準」です。

問題は、この値なのです。基準値が、0.01 と小さいのです。

もともと、5.8、110 とあった濃度が、安全値の 0.01 まで下がるのか、その保証はどこにあるのか。それを示す根拠とが示されていません。

(追分旭における汚泥堆積の状況)



反論 1

まず、「異なる基準と置き換え」との批判は、事実と違います。いまの時点でわかっているのは、汚泥発酵堆肥の「鉛やカドミウム」の濃度だけです。いずれ地下水に溶け込むのですから、これらの物質の濃度と地下水の基準を念頭に論じるのは当然のことです。

反論 2

「危険を煽（あお）り」と書いてありましたが、「危険でない」という考えなのでしょうか？

特に今回基準を超えていたカドミウムは、日本の4大公害の1つイタイイタイ病原因の重金属だったのですよ。軽く見てはダメです。

誰のための町議会議員なんですか？

汚泥堆肥の中にある「鉛やカドミウム」が、雨と一緒に土中を通り地下水に流れ込みます。問題は、土壌を通った「鉛やカドミウム」が本当に地下水の基準値の0.01以下まで下がるのか。その点の理解と見極めが重要です。地下水の1Lを一応1kgとしても、「土壌溶出量」の計算は、いまの時点では推計するしかありません、「土壌溶出量」の値は、水1Lの何倍のkgなのか。10倍なのか、100倍なのか。それを推計する必要があります。いずれの場合も基準値を超えるのです。土壌の厚さや土壌の性質は「鉛やカドミウム」の滞在期間に影響を与えます。現時点で不明な点はいくつもありますが、手っ取り早くは、地下水の水質調査を、ただちに、定期的に行うことです。そうしないと危険度は確認できません。

3点目

根拠示さず企業名を挙げ、公開するなど・・・議員としてのモラルが欠落

反論 1

企業名をとば、北海道衛生工業のことを言っているのだと思いますが、この名前を出して書いたのは、汚泥を販売した会社だからです。

①処理能力を超えた量の汚泥を受け入れている。

②追分旭地区に汚泥を11tトラックで2,546台持ち込んだこと。

③その汚泥は、今回の成分検査から言えば、製造・販売できない製品であることが明らかになった、という事実を述べたものです。

①の根拠は、「会社のHPから」です。

②の根拠は、追分旭地区に1年9か月の間に汚泥を2546台も持ち込んだことは、町からの資料で判明でしたことです。

③ 重金属を含んだ汚泥は、堆肥ではありませんので肥料対策法では、販売も製造も「規制」されてます。許されていません。

※ 議員のモラルが問われているのは、汚泥の調査に反対し、見当外れの「問責決議案」を議会に提出した工藤（隆）議員と田村議員ではありませんか？

4点目

付託事件の手続き手順を踏んでいる経済常任委員会及び議会を、提案者自らが侮辱している。

反論1 果たして、こんな手順で「手続き、手順を踏んだ」と言うのか？
大見得（みえ）切っても、**事実は変わりません。**

実際の時系列を見れば、胸を張って「手順を踏んでいる」とは、到底言いがたいことです。たとえば、以下の通りです。

こんな「間抜け状態」なのに、
「手続き手順を踏んでいる」などと、
大見得（みえ）を切らないで下さい。

こう指摘する一番の理由は、（他にもありますが）町長から議長に「検査報告」が届いた後の動きを見て下さい。

1 1月28日

町長から議長へ、正式な「事務検査結果」報告

1 1月29日

臨時議会。

行政報告では、「汚泥検査の結果報告」はない。

なぜ、結果報告をしないのか、意味不明。

町長は議長と協議の上、「結果だけ」は、報告するべき場面です。

しかも、この場に及んでも経済常任委員会は開かれず、ただ単に委員が集まって「今後」について意見交換だけ。

（総務常任委員会の委員は、傍聴席へ移動）

この席で、工藤委員長の驚愕する発言を聞く。

「検査結果はまだ受け取っていないし、知らない。

12月9日に明らかにする。」と発言。

経済常任委員会での「検査結果の報告」を、この日から10日後にとした。

なんでなんなんだ！？？？

検査結果が、すでに、正式に議長の手に渡っているのに、それなのに、委託された経済常任委員会の委員長は、知らないと言うの？？？

それに「検査結果を公表」するのに、10日も必要なのか？

「手続き・手順を踏む」とは、限られた時間制限の中で、適切に

事が運ばれることをいうのではないのか。

工藤委員長の采配は、通常は飛行機で行くべき目的地に、わざわざ徒歩で、もしくは、自転車で行くようなもの。

しかも、時々、長時間の休憩を入れている。

こんな状況の動きを、「手続きを踏んでいる」などとは、恥ずかしくて私は言えない。

この重大問題には、もっと使命感を持って積極的に対応することが、正常な「手続き・手順」じゃないのか？

もっと、驚いたのは、集まりの終わった後、議長が私に言った。

「私も知らない」と。「はあー？」と、息が止まるほど、またびっくり。なぜって、結果は前の日に届いているのでしょうか？

この人たちは、町民とは関係のないところで、完全に異次元の世界に生きているのだ、と思った次第。

「奇妙奇天烈」を絵に描いたような事態だった。

12月9日 全員協議会の後、11日たってやつとこ、経済常任委員会で結果を公表。

(しかも、公表自体も議員全員対象ではない。私は傍聴)

(公表内容)

10カ所の内、1カ所で鉛とカドミウムが基準オーバーだった。それに対する理解不能な役場側の説明がある。

12月12日 **HPにUP**。「検査結果と経済常任委員会の様子」を報告。

「追分旭の汚泥検査。重金属（鉛とカドミウム）で基準オーバー」と掲載。

反論（特別） …… 鳥越議員の見当外れの間違い発言2つ。

鳥越議員が、「問責決議案」に賛成討論をしました。その際、賛成理由を2つ挙げましたが、2つとも見当外れの「カラ振り」だったのです。(大恥でした)

1つ。「経済常任委員会が開かれていない」と発言しましたが、経済常任委員会は開かれているのです。私のHPは、これを書いたのです。

2つ。せっかく読み上げた法律でしたが、賛成理由に結びつかない「無関係」なものでした。まずは、第1条の(目的)と第5条の最初の条文を良く読んで下さい。そうしたら、間違いだらけの「問責決議案」さえも関係のない、全く違う条文を読んだことがわかるはずです。